

社団法人日本外科学会入会規則（定款施行細則第1号）

第1条 この法人（以下、本会と略記）の入会については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 定款第5条の規定によって本会の正会員として入会することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 1) 外科学に関する知識又は経験を有する医師
- 2) 外科学に関する知識を有する医学士又は学士（医学）
- 3) その他理事会によって前2号のいずれかに準ずると認められた者

第3条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）に、すべての所定事項を記入し、当該年度の会費を添えて、本会事務所に提出しなければならない。

2 入会申込書には、本会代議員又は本会指定施設の指導責任者の入会推薦書を添付しなければならない。

第4条 本会の会員になろうとする者は、定款第6条及び前条に定めるもののほか、入会手数料として

2,000円を納入しなければならない。

第5条 既納の入会手数料は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された当該年度の会費は、これを返還する。

第6条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成4年3月24日から施行する。
 - 2 この規則は、平成12年5月25日から改正する。
 - 3 この規則は、平成13年4月10日から改正する。
 - 4 この規則は、平成15年6月3日から改正する。
 - 5 この規則は、平成17年5月10日から改正する。
 - 6 この規則は、平成19年2月27日から改正する。
- ただし、平成19年4月9日付定款変更にかかる改正事項については、文部科学大臣の変更認可のあった日から施行する。